

議案第四十号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年六月八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成五年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

杉並区立荻窪西自転車駐車場

を

杉並区立荻窪西第一自転

車駐車場

に改め、同表に次のように加える。

杉並区立荻窪西第二自転車駐車場

杉並区上荻一丁目二番二五号

附 則

1 この条例は、平成十六年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表

第一に規定する杉並区立荻窪西第二自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立荻窪西自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者は、新条例の規定により杉並区立荻窪西第一自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者とみなす。

（提案理由）

荻窪西第二自転車駐車場の設置する等の必要がある。